

令和3年度 交通事故ゼロを目指す 交通安全県民運動実施要綱

運動の重点

【最重点】

子どもと高齢者の交通事故防止



令和元年度JA共済全国小・中学校交通安全ポスターコンクール
鹿児島県交通安全協会賞受賞作品

【重点】

- 1 交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 自転車の安全利用の推進



令和元年度JA共済全国小・中学校交通安全ポスターコンクール
KTS鹿児島テレビ賞受賞作品

鹿児島県交通安全対策会議
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

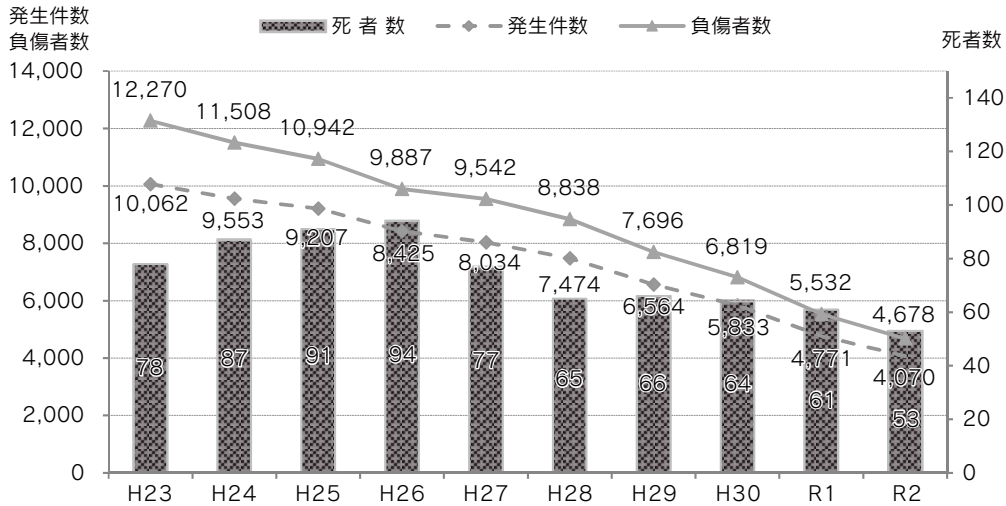


～ 令和2年中の交通事故情勢について ～

本県の令和2年中の交通事故は、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも前年より減少しました。

死者数は、昨年より8人減少し、第10次鹿児島県交通安全計画で掲げた、年間の交通事故死者数「62人以下」を下回る53人となりました。また、死者数と負傷者数を合計した死傷者数は、昨年より854人減少し、同計画で掲げた「7,500人以下」を下回る4,678人となりました。

鹿児島県の交通事故発生状況の推移(H23～R2)



都道府県別人口10万人あたりの交通事故死者数

順位 (ワースト)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)
1位	鳥取 (6.6)	徳島 (6.5)	福井 (5.9)	福井 (5.3)	徳島 (5.6)	香川 (6.2)
2位	富山 (6.5)	福井 (6.5)	愛媛 (5.7)	富山 (5.1)	鳥取 (5.5)	福井 (5.3)
3位	岩手 (6.2)	香川 (6.3)	山口 (5.7)	三重 (4.8)	香川 (4.9)	高知 (4.9)
10位	山形 (5.0)	秋田 (5.3)	鳥取 (4.6)	山梨 (4.5)	秋田 (4.1)	石川 (3.5)
11位	栃木 (4.9)	茨城 (5.1)	徳島 (4.5)	愛媛 (4.3)	滋賀 (4.0)	滋賀 (3.5)
12位	和歌山 (4.9)	福島 (4.7)	山梨 (4.5)	茨城 (4.2)	福井 (4.0)	宮崎 (3.4)
13位	茨城 (4.8)	新潟 (4.6)	佐賀 (4.3)	秋田 (4.2)	岡山 (4.0)	鹿児島 (3.3)
14位	三重 (4.8)	山口 (4.6)	熊本 (4.1)	徳島 (4.2)	熊本 (3.9)	岡山 (3.3)
15位	宮崎 (4.7)	岐阜 (4.4)	鹿児島 (4.0)	高知 (4.1)	鹿児島 (3.8)	栃木 (3.1)
16位	鹿児島 (4.6)	佐賀 (4.2)	高知 (4.0)	福島 (4.0)	茨城 (3.7)	山口 (3.1)
17位	山口 (4.5)	山梨 (4.2)	和歌山 (4.0)	鹿児島 (3.9)	島根 (3.7)	福島 (3.1)
18位	岡山 (4.5)	石川 (4.2)	滋賀 (3.9)	和歌山 (3.8)	岩手 (3.6)	鳥取 (3.1)
19位	熊本 (4.4)	和歌山 (4.1)	宮崎 (3.8)	山口 (3.8)	宮崎 (3.6)	静岡 (3.0)
20位	新潟 (4.2)	岡山 (4.1)	大分 (3.8)	佐賀 (3.6)	大分 (3.6)	茨城 (2.9)
21位	静岡 (4.1)	宮崎 (4.1)	長野 (3.8)	岡山 (3.6)	和歌山 (3.5)	新潟 (2.9)
22位	高知 (4.1)	青森 (4.1)	新潟 (3.7)	鳥取 (3.5)	山口 (3.3)	山形 (2.8)
23位	福島 (4.0)	島根 (4.0)	岐阜 (3.7)	青森 (3.5)	福島 (3.3)	徳島 (2.7)
24位	石川 (4.0)	鹿児島 (3.9)	福島 (3.6)	熊本 (3.4)	富山 (3.2)	北海道 (2.7)
25位	大分 (3.9)	栃木 (3.9)	富山 (3.5)	大分 (3.4)	長野 (3.2)	島根 (2.7)
47位	東京 (1.2)	東京 (1.2)	東京 (1.2)	東京 (1.0)	東京 (1.0)	東京 (1.1)

※ 人口は総務省統計局の推計人口及び国勢調査人口(前年10月1日現在)である。

運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通ルールとマナーを遵守し、思いやりとゆずり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

運動の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路

運動の進め方

- 本実施要綱は、令和3年2月19日、県交通安全対策会議幹事及び県交通安全県民運動推進協議会常任委員による合同会議において決定したものである。
- 第11次県交通安全計画で定めた、年間の交通事故死者数を「43人以下」とする死者抑止目標を確実に達成するため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに強力な死亡事故抑止の取組を行う。
- 各推進機関・団体は、組織の特性や実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が真に県民総ぐるみの運動として県民に浸透し、効果があがるように努める。
- 県民は、「交通安全の主役は自分自身である。」ことを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

各季の交通安全運動

4月 6日(火)～4月15日(木) 春の全国交通安全運動
7月11日(日)～7月20日(火) 夏の交通事故防止運動
9月21日(火)～9月30日(木) 秋の全国交通安全運動
12月10日(金)～1月10日(月) 年末・年始の交通事故防止運動

日を定めて実施する運動

「交通事故死ゼロを目指す日」

(全国统一) 4月10日(土)、9月30日(木)

4月10日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図るとともに、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。

「ライト点灯の日」 10月10日(日)

10月10日を「10(テン)10(とお)」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3(サン)ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

「高齢者交通安全の日」 毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、県民総ぐるみで高齢者を保護するための諸対策を効果的に展開し、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を目指す。

「交通安全の日」 毎月20日

毎月20日を「交通安全の日」と定め、県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、県民の交通安全意識の高揚を目指す。

運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止

現状

令和2年中の全交通事故件数(4,070件)のうち、65歳以上の高齢者が関連する交通事故は1,751件発生しており、全体の約43%を占めています。

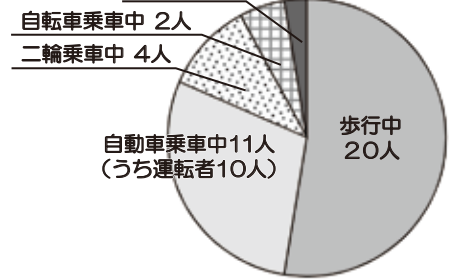
また、平成15年以降、18年連続で65歳以上の高齢者の交通事故死者数が全死者数の過半数を占めています。また、中学生以下の子どもの事故も依然として発生しており、子どもの歩行中事故の約6割が誤った歩行、自転車乗用中の約9割が誤った通行でした。

【令和2年中の全死亡事故における高齢者事故の特徴】

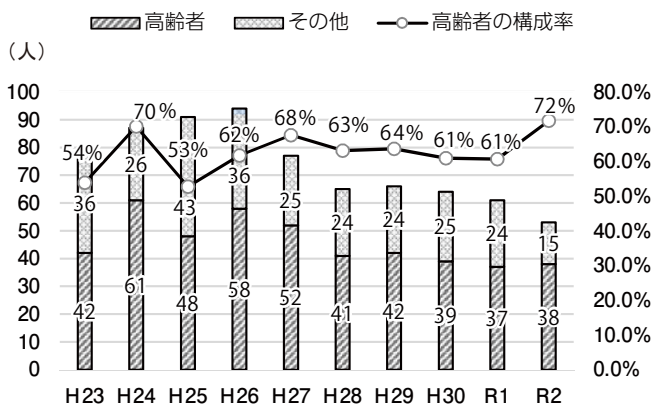
- ・歩行中死者21人中20人が高齢者で、全体の約95%
- ・自動車乗用中死者19人中11人が高齢者で、全体の約58%
- ・自転車乗用中死者は2人で、いずれも高齢者
- ・高齢死者38人の約7割(28人)は75歳以上
- ・高齢運転者が第一当事者となる交通死亡事故件数は、16件(16人)で、うち75歳以上によるものが7件(7人)

※ 第一当事者：交通事故の当事者間に過失(違反)の軽重差がある場合は、重い方の当事者をいいます。当事者の過失(違反)が同程度の場合は損傷の軽い方の当事者をいいます。

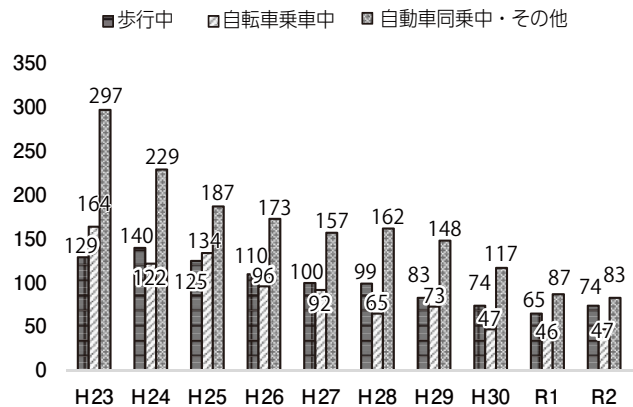
高齢者の状態別死者数(令和2年中)



交通事故死者に占める高齢者の割合の推移



子どもの状態別負傷者数



対策

- 子どもや高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の徹底
- 通学路の安全点検や子どもの保護・誘導活動の実施
- 歩行者事故防止のための「プラス1(ワン)運動」の推進
- 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発
- 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実

【プラス1(ワン)運動】道路中央付近でもう一度左側確認をプラス1、夜光反射材をプラス1、明るい服装をプラス1



トピックス1

なくそう!! ペダル踏み間違い事故

ペダル踏み間違い事故等を防止するためには、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等搭載車両「サポカーS」が有効です。

※ サポカー補助金は、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した車の購入等を支援します。(65歳以上の方対象)

登録車なら最大 10万円	軽自動車なら最大 7万円	中古車なら最大 4万円	後付け装置なら最大 4万円
------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------

サポカー補助金お問合せ窓口 一般社団法人次世代自動車振興センター(ナビダイヤル)TEL:0570-058-850
(一般回線) TEL:03-6831-0615
電話受付時間 9:00~17:15(土・日・祝祭日は休み)

~webを活用した 交通安全教育について~

アクセス方法

QRコード

- 交通安全教育動画

URL <https://youtu.be/-rQsygcS4rM>

YouTubeサイトで



- 交通安全クイズ、自転車チェックリスト

URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ja23/20200805.html>

検索サイトで

- 指導者向けの交通安全教育のポイント(リーフレット)

URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ja23/20200601.html>

検索サイトで

運動の重点

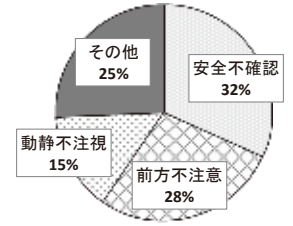
1 交通ルールの遵守とマナーの向上 ~横断歩道等における歩行者保護の徹底~

現状

交通事故の要因は、安全不確認や前方不注意、動静不注視が大半を占めており、運転中の安全確保に必要な基本的な注意が払われていません。また、歩行中では横断中事故が最も多く、横断歩道横断時に歩行者がはねられる事故も発生しています。

コロナウイルス感染症拡大防止の観点等により、若者の免許取得時期が早まっています。若者の事故の中には、暴走自損型の重大事故もあり、自分の運転技術への過信や、経験不足から運転の危険性への認識が甘い傾向にあります。

法令違反別交通事故件数(R2)



対策

- 思いやり運転の促進による交通マナーの向上
- 道路(横断歩道を含む)における歩行者優先、歩行者保護の徹底
- 「あおり運転」「ながら運転」の危険性の周知
- 新規免許取得者に対する交通安全教育の充実

トピックス2 STOP!あおり運転!!



通行区分違反



急ブレーキ禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警告器使用制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

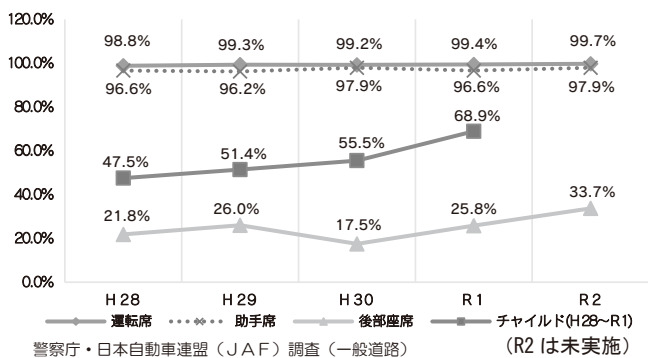
2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



現状

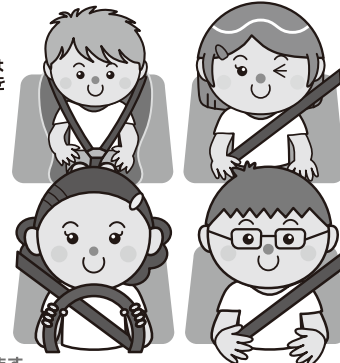
本県は、一般道における後部座席のシートベルト着用率が33.7%で、令和元年の25.8%に比べ7.9ポイント向上したものの、全国平均の40.3%を下回り、後部座席のシートベルト着用が徹底されていない状況です。また、令和元年中のチャイルドシート着用率については68.9%で全国平均の70.5%を1.6ポイント下回っています。(令和2年度のチャイルドシート着用率調査は未実施)

一般道路におけるシートベルト着用率の推移



全席ベルト着用!!「します・させます」運動

運転者・同乗者
子ども(幼児)には
チャイルドシートを
させます



運転者・同乗者
後部座席を含む全席に
シートベルトをさせます

運転者
車を運転するなら
シートベルトをします

同乗者
車に同乗するなら
シートベルトをします

対策

- シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性と着用による安全効果についての理解促進
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行
- バスやタクシー等乗車時のシートベルト着用徹底
- 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進

3 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

現状

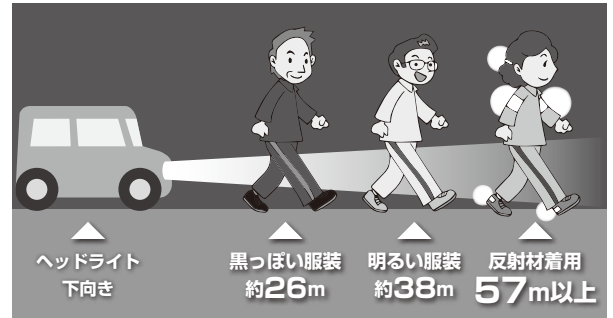
歩行中の死者21人中、横断中の死者は11人でもっとも多く、うち9人が夜間（日没から日の出までの間）に事故にあい、その全員が夜光反射材非着用でした。早朝、夕暮れ時、夜間は、道路上の歩行者に気付かない運転者が多いため、重大事故につながる危険性が高くなります。

歩行中の死者数及び夜光反射材着用状況の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
全歩行中死者	18	19	22	27	21
うち夜間歩行中	14	9	16	16	15
構成率	77.8%	47.4%	72.7%	59.3%	71.4%
うち反射材使用	1	0	1	1	1

夜光反射材の着用は、夜間の事故防止に有効です！

下向きライト時の夜光反射材着用時の見え方



対策

- 早朝、夕暮れ時、夜間における明るい色の服装や夜光反射材着用の徹底
- 「3(サン)ライト運動」の実践(特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯)
- 街頭での交通安全指導及び保護・誘導活動の推進
- 自転車利用者の夜間におけるライト点灯の徹底と夜光反射材の取付け等の推進

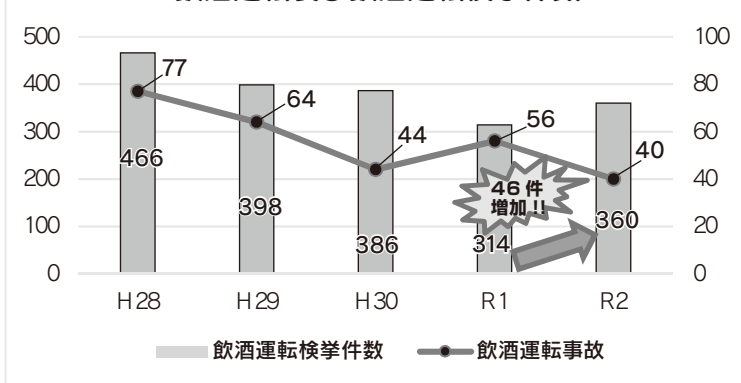
4 飲酒運転の根絶



現状

令和2年中の飲酒運転事故は40件(前年比-16件)発生しており、うち1件が死亡事故で1人(前年比±0)が亡くなっています。また、飲酒運転検挙件数は360件であり前年よりも46件増加しています。

飲酒運転及び飲酒運転検挙件数



【飲酒運転8(やっ)せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません。
- ・運転するなら酒は飲みません。
- ・酒を飲んだ人には運転させません。
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・運転する人に酒はすすめません。
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません。

対策

- 飲酒運転の危険性、悪質性についての周知
- 深酒の禁止と乗車前のアルコールチェッカー使用の推進
- 家庭、地域等における「飲酒運転を許さない環境づくり」の推進
- 「飲酒運転8(やっ)せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
- アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間等の正しい知識の理解促進

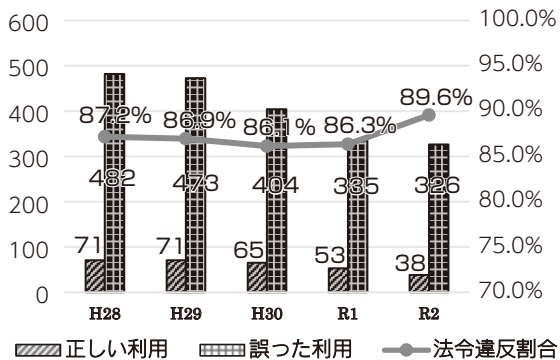
5 自転車の安全利用の推進

現状

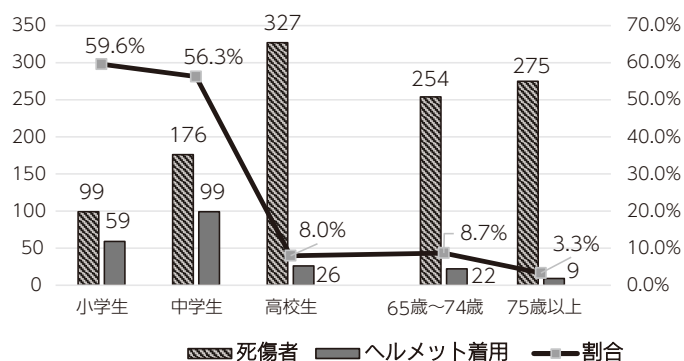
令和2年中の自転車利用中の交通事故は、発生件数 381 件、負傷者数 368 人、死者2人と、前年より減少しましたが、交通事故にあった当事者の約9割に何らかの原因(法令違反等)があります。また、自転車事故の発生件数は高校生や高齢者が多いにもかかわらず、ヘルメット着用率は低い状況です。



自転車事故当事者の法令違反割合の推移



自転車乗車中死傷者のヘルメット着用状況(H28~R2の合計)



自転車利用時のヘルメット着用について

自転車による交通事故死者のほとんどは、頭部に受傷をしています。また、警察庁の統計によると、ヘルメットを着用せずに交通事故に遭った場合、着用していた場合よりも、死亡する確率が約3倍になるとの結果も出ています。ヘルメットの着用は、万が一、事故に遭った場合、頭部の被害を軽減できるものですので、自転車を利用する際は、必ずヘルメットを着用しましょう。



「SGマーク」など、安全基準を満たしたヘルメットの着用を



対策

- 「かごしま自転車条例」の理解促進
- 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底
- 自転車利用者のヘルメット着用の推進
- 自転車利用中の傘さしやスマートフォン使用等、危険運転の絶無
- 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の車体への装着の促進



トピックス3



自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加するものとしての十分な自覚・責任が求められます。

全国的には高額な賠償金を伴う交通事故も発生しており、鹿児島県では条例により、自転車保険への加入が義務づけられています。

自転車事故による高額賠償事例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中に歩道と車道の区別の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。
【神戸地裁 平成25年7月4日判決】

賠償額9,521万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突、男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。
【東京地裁 平成20年6月5日判決】

賠償額9,266万円

運動の重点別の推進事項

<p>子どもと高齢者の交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の安全点検や子どもの保護・誘導活動の実施 ○ 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意，声かけの励行 ○ 子どもを見かけたら減速，徐行をするなど思いやり運転の励行 ○ 高齢者に対する積極的な声かけによる注意喚起 ○ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 ○ 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進 ○ 高齢者交通事故防止のための「プラス1運動」の推進 ○ 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発 ○ 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加の促進 ○ 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実 ○ 高齢運転者に優しい道路環境の構築
<p>交通ルールの遵守とマナーの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な交通法規の遵守の徹底 ○ 思いやり運転による交通マナーの向上 ○ 道路（横断歩道を含む。）における歩行者優先，歩行者保護の徹底 ○ 「安全運転は運転の基本」であることの周知徹底 ○ 「運転中は運転のみに集中」することの徹底 ○ 「あおり運転」が，悪質かつ危険な犯罪行為であることの自覚と周知 ○ 「ながら運転」の危険性等の周知 ○ 速度超過や無謀運転による交通事故の危険性や悲惨さを理解させる指導，教育の実践
<p>全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性と着用による安全効果についての理解促進 ○ 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行 ○ バスやタクシー等乗車時のシートベルトの着用徹底 ○ 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進
<p>早朝，夕暮れ時，夜間における交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝，夕暮れ時，夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品着用の徹底 ○ 「3(サン)ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯） ○ 街頭での交通安全指導，保護・誘導活動の推進 ○ 自転車利用者の夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の取付け等の推進
<p>飲酒運転の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性，悪質性についての周知 ○ 二日酔いでも飲酒運転になることの自覚と周知 ○ 家庭，地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ アルコールが身体に及ぼす影響（判断力や反射神経の低下等）の自覚と周知 ○ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
<p>自転車の安全利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進と遵守の徹底 ○ 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底 ○ 自転車利用者のヘルメット着用の推進 ○ 「かごしま自転車安全利用五則」の遵守と周知 ○ 自転車利用中の傘さし，スマートフォン使用等の危険運転の絶無 ○ ハンドル，ブレーキ，ライト等車体の点検整備の励行 ○ 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の車体への装着の促進

各推進機関・団体の実施事項

<p>各推進機関・団体の共通実施事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季交通安全運動, 「高齢者交通安全の日」, 「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 「全席ベルト着用!! 『します・させます運動』」等シートベルト・チャイルドシート着向上対策の推進 ○ 「3(ライト)運動」の展開を中心とした, 早朝, 夕暮れ時, 夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」等, 飲酒運転根絶運動の推進 ○ かごしま自転車条例の周知啓発 ○ 所属職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン, 講習会等の開催 ○ ポスター, のぼり旗, 横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの積極的な参加
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議, 交通安全県民運動推進協議会の運営等 ○ 第11次鹿児島県交通安全計画の展開, 交通安全実施計画の作成 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村, 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢歩行者交通事故抑止対策の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用ビデオの貸出し
<p>市 町 村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村交通安全計画の作成 ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ ポスター, チラシ, 広報車, 広報誌等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車, 駐輪対策の推進 ○ 安全施設, 通学路等の点検整備 ○ 高齢者元気度アップ・ポイント事業等のポイント対象活動への「交通安全教育」の導入 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等及び運転免許自主返納メリット制度の周知促進
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 効果的な交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性, 迷惑性の高い違反を重点とした指導取締りの強化 ○ 総合的な自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 適性な交通規制と交通安全施設の整備 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
<p>教育関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方, 交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び登下校時の保護・誘導活動の徹底 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌, 連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

<p>道 路 管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車利用環境の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配慮した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路，通学路等における安全対策の推進
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車，立て看板，桃太郎旗，チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 運転者等に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 積極的なチャイルドシート貸出し等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす，自転車，原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 歩行者・自転車シミュレータの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者，幼児・児童交通安全指導員の養成
<p>安全運転管理協議会 運 輸 支 局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係機関団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ グッドライダー・防犯登録制度の推進，グッドライダーミーティングの開催 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両の街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会・車両点検の実施 ○ シートベルト，ヘルメットの正しい着用指導の広報徹底
<p>交 通 安 全 母 の 会 各 地 域 活 動 推 進 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚・母親指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施
<p>自 動 車 教 習 関 係 機 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生，卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力 ○ 高齢者講習等における講義内容の充実及び実車による運転方法の指導
<p>社 会 福 祉 協 議 会 老 人 ク ラ ブ 連 合 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県，県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 警察が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
<p>自 動 車 関 係 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かごしま自転車条例と「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ TSマークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備え付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方や交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険への加入勧奨と必要な情報の提供及び助言
<p>九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 肥薩おれんじ鉄道株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導，踏切脱出訓練，運転者のマナーアップ指導の強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名

鹿 児 島 県	鹿 児 島 県 信 用 金 庫 協 会	鹿 児 島 県 舗 装 協 会
鹿 児 島 県 議 会	日 本 自 動 車 連 盟 鹿 児 島 支 部	鹿 児 島 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会
鹿 児 島 県 警 察 本 部	鹿 児 島 県 商 工 会 連 合 会	鹿 児 島 県 建 設 業 協 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会	鹿 児 島 県 銀 行 協 会	鹿 児 島 県 造 園 建 設 業 協 会
鹿 児 島 県 市 長 会	鹿 児 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会	鹿 児 島 県 弁 護 士 会
鹿 児 島 県 町 村 会	鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	鹿 児 島 県 医 師 会
鹿 児 島 県 市 議 会 議 長 会	九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 鹿 児 島 支 社	鹿 児 島 県 P T A 連 合 会
鹿 児 島 県 町 村 議 会 議 長 会	鹿 児 島 県 交 通 安 全 協 会	鹿 児 島 県 青 少 年 育 成 県 民 会 議
九 州 地 方 整 備 局 鹿 児 島 国 道 事 務 所	鹿 児 島 県 安 全 運 転 管 理 協 議 会	鹿 児 島 県 公 民 館 連 絡 協 議 会
九 州 地 方 整 備 局 大 隅 河 川 国 道 事 務 所	鹿 児 島 県 指 定 自 動 車 教 習 所 協 会	鹿 児 島 県 地 域 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
九 州 運 輸 局 鹿 児 島 運 輸 支 局	全 国 自 動 車 運 転 教 育 協 会 鹿 児 島 県 支 部	鹿 児 島 県 交 通 安 全 母 の 会 連 絡 協 議 会
鹿 児 島 労 働 局	鹿 児 島 県 高 速 道 路 交 通 安 全 協 議 会	鹿 児 島 県 防 犯 協 会
鹿 児 島 地 方 気 象 台	自 動 車 安 全 運 転 ヲ 鹿 児 島 県 事 務 所	鹿 児 島 県 青 年 団 協 議 会
鹿 児 島 県 市 町 村 教 育 委 員 会 連 絡 協 議 会	自 動 車 事 故 対 策 機 構 鹿 児 島 支 所	日 本 青 年 会 議 所 九 州 地 区 鹿 児 島 〇 ヲ 協 議 会
鹿 児 島 県 連 合 校 長 協 会	日 本 道 路 交 通 情 報 ヲ 鹿 児 島 支 所	鹿 児 島 県 私 立 幼 稚 園 協 会
鹿 児 島 県 交 通 安 全 教 育 研 究 協 議 会	西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 九 州 支 社 鹿 児 島 高 速 道 路 事 務 所	鹿 児 島 県 建 築 協 会
鹿 児 島 県 社 会 福 祉 協 議 会	鹿 児 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鹿 児 島 県 本 部
鹿 児 島 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	イ カ 〇 国 際 協 会 3 3 7 D 地 区 第 二 ヲ	鹿 児 島 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
鹿 児 島 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会	日 本 ボ ー イ ス カ ウ ト 鹿 児 島 県 連 盟	鹿 児 島 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会
鹿 児 島 県 視 覚 障 害 者 団 体 連 合 会	ガ ー ル ス カ ウ ト 日 本 連 盟 鹿 児 島 県 支 部	鹿 児 島 県 経 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会
鹿 児 島 県 聴 覚 障 害 者 協 会	鹿 児 島 県 ス ポ ー ツ 少 年 団	鹿 児 島 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会
鹿 児 島 県 身 体 障 害 者 協 会 連 合 会	鹿 児 島 県 ト ラ ッ ク 協 会	鹿 児 島 県 酪 農 業 協 同 組 合
日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部	鹿 児 島 県 バ ス 協 会	鹿 児 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
生 命 保 険 協 会 鹿 児 島 県 協 会	鹿 児 島 県 過 積 載 防 止 対 策 連 絡 会 議	鹿 児 島 県 森 林 組 合 連 合 会
日 本 損 害 保 険 協 会 九 州 支 部 委 員 会 鹿 児 島 損 保 会	鹿 児 島 県 タ ク シ ー 協 会	鹿 児 島 県 木 材 協 同 組 合 連 合 会
南 日 本 新 聞 社	鹿 児 島 個 人 タ ク シ ー 事 業 協 同 組 合	鹿 児 島 県 小 売 酒 販 組 合 連 合 会
南 日 本 放 送	鹿 児 島 県 自 家 用 自 動 車 協 会	鹿 児 島 県 石 油 商 業 組 合
鹿 児 島 放 送	鹿 児 島 県 軽 自 動 車 協 会	鹿 児 島 県 砕 石 協 同 組 合 連 合 会
鹿 児 島 テ レ ビ 放 送	鹿 児 島 県 自 動 車 整 備 振 興 会	鹿 児 島 県 砂 利 協 同 組 合 連 合 会
鹿 児 島 読 売 テ レ ビ	軽 自 動 車 検 査 協 会 鹿 児 島 事 務 所	鹿 児 島 県 左 官 業 協 同 組 合
N H K 鹿 児 島 放 送	鹿 児 島 県 二 輪 車 普 及 安 全 協 会	鹿 児 島 県 タ イ ル 工 業 協 同 組 合
工 フ エ ム 鹿 児 島	日 本 自 動 車 販 売 協 会 連 合 会 鹿 児 島 県 支 部	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 鹿 児 島 県 連 合 会
鹿 児 島 県 広 告 協 会	鹿 児 島 県 中 古 自 動 車 販 売 商 工 組 合	鹿 児 島 県 交 通 安 全 施 設 工 事 業 協 会
鹿 児 島 県 消 防 協 会	鹿 児 島 県 レ ン タ カ ー 協 会	鹿 児 島 県 コ ミ ュ ニ テ ィ づ くり 推 進 協 議 会
あ な た の 街 の 郵 便 局	鹿 児 島 県 自 動 車 車 体 整 備 協 同 組 合	鹿 児 島 県 交 通 被 災 者 た す け あ い 協 会
肥 薩 お れ ん じ 鉄 道 株 式 会 社	鹿 児 島 県 港 湾 漁 港 建 設 協 会	N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店

全 1 0 8 機 関 ・ 団 体

交通死亡事故多発警報制度について

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

【発令基準】

- ◎ 全 県 警 報 … 10日間に県下で発生した交通死亡事故が5件に達したとき
- ◎ ブロック警報 … 各市町村広域ブロック(県内7ブロック)において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき
(ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき)

令和3年 全国交通安全年間スローガン

- ◆ 運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス」

- ◆ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

「ママなんで? 赤は止まると習ったよ」

- ◆ 中学生以下(自分たち自身)へ交通安全を呼びかけるもの

「自転車に 乗るならきみも 運転手」

交通安全コンテストに参加して無事故・無違反

本年度も、グループごとに無事故・無違反を競う「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を、県下全域で実施します。

家庭や友人、職場等で参加し、安全運転を実践して無事故・無違反を達成しましょう。

お問い合わせ先 自動車安全センター 鹿児島県事務所 099-269-7575

交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所にご相談ください。

相談は全て無料で秘密は固く守ります。

鹿児島県交通事故相談所 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁1階 直通 099-286-2526
(相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日までの9:00~15:30)

※ 鹿屋・大島では、定期的に出張相談所を開設しています。詳細については県ホームページをご覧ください。

交通安全教育用ビデオのご案内

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用ビデオ、DVDの貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて教材名(ビデオ等タイトル)の紹介を行っていますので貸出しを希望される方は、県ホームページ(くらし・環境→消防・くらし安全→くらし安全→交通安全→交通安全情報)をご覧ください。

★ 最寄りの地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。問い合わせ先は下記のとおり。

鹿児島県交通安全対策会議・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

事務局:鹿児島県 総務部 男女共同参画局 くらし共生協働課 くらし安全係

電話:099-286-2523 FAX:099-286-5524